

毎週火、金曜日発行（但し、日曜に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

- ◆規則 宅地建物取引業法施行細則の一部改正
- ◆訓令 官報報告規程の一部改正
- ◆告示 保険医療機関の指定
- ◆公告 保険医の登録
- ◆告 毒物劇物取扱者試験の実施

## 規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和二十七年九月鳥取県  
規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号。以下「法」という。）の施行については、宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）によるのほか、この規則の定めるところによる。

第七条中「省令第二条第三項」を「省令第二条第三号」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓令

### 鳥取県訓令第十一号

序 中 一 般

官報報告規程（昭和二十五年八月鳥取県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十四年九月四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十五号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をこ  
とに公布する。

## 1 筆記試験

倉吉市庄瀬町 倉吉保健所

母の日。

一 日時及場所

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十四年九月

公告

毒物及劇物取締法（昭和十五年法律第三百三号）

貿易統計の発表は、三月廿四日と四月三日である。

昭和三一四五九月四日

毒物及び劇

毒物及び劇物の識別及び取扱方法、たゞ  
を受験する者は、別記の範囲内とする。

一手綱

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める試験申請書に五百円の收入証紙をはりつけ、次の書類を添えて昭和三十四年九月二十九日までに住所地を所轄する

氏 名	保 險	医 所	病 院	診 療	所	担 當	登 錄	登 錄	年 月 日
						診 療 科 名	記 號 番 号		
小谷不二夫	東伯郡三朝町山田	國立三朝療養所	外 科	鳥 医	七一八	昭和三四、八、一			
難波昌弘	北条町弓原	北条町診療所	內 科	七一九	"				
森亮輔	鳥取市元鑄物師町	森歯科診療所	齒 科	鳥 齒	二〇三	"			

鳥取県知事 石破二朗  
八号中「地方事務所、」を削る。

この訓令は、昭和三十四年九月四日から施行する。

卷之二

通鑑卷之三

保 優 医 療 幾 關

森歯科診療所 鳥取市元鉢師町 森 亮輔 森 亮輔 歯科 取歯三九 昭和三四、八、一  
山本医院 西伯郡名和町東坪 山本 博美 山本 博美 内科 小兒 西医三六 昭和三四、八、一  
一、二、一、六 科 放射線科 乙ノ二

歯科 取歯三九 昭和三四、八、一  
内科 小兒 西医三六 昭和三四、八、一  
科 放射線科 乙ノ二

## 鳥取県告示第四百七十八号

昭和三十四年九月四日

建康保義法

明治三十六年十一月

鳥取県知事	石破二朗	歯科 内科 放射線科	取歯三九 昭和三四、八、一 西医三六 昭和三四、八、一 乙ノ二
-------	------	------------------	---

鳥取県告示第四百七十七号

告  
元

- 保健所長に提出すること。
- 1 履歴書
  - 2 戸籍抄本
  - 3 写真（申請前六箇月以内に、脱帽で上半身を撮影した名刺型で台紙の無いもの）二枚
  - 4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒患者、おし、つんば、盲、又は色盲でないと証する医師の証明書
- 別記
- 一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
  - 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ペルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
  - 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
  - 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有す

- ト及びこれを含有する製剤
- 十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
  - 十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
  - 十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。
  - 十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
  - 十八 けいふつ化水素酸塩類
  - 十九 銅塩類。ただし、雷銅を除く。
  - 二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
  - 二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
  - 二十二 ホルムアルdehyd含有物。ただし、ホルムアルdehyド一パーセント以下を含有するものを除く。
  - 二十三 ロテノン及びこれを含有する生薬（デリス根、魚藤根の類）並びにこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ロテノン二パーセント以下を含有するものを除く。
  - 二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一パーセン
- ト以下を含有するものを除く。
- 二十五 プロムメチル
  - 二十六 二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一四一ジニトロ一六一シクロヘキシルフェノール一五パーセント以下を含有するものを除く。
  - 二十七 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノールとして五パーセント以下を含有するものを除く。
  - 二十八 二一イソブロピル一四一メチルピリミジル一六一ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
  - 三十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五パーセント以下を含有するものを除く。
  - 三十 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンンドエンドジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
  - 三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン

- る製剤
- 五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤
  - 六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
  - 七 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
  - 八 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
  - 九 ジエチルパラニトロフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
  - 十 ジメチルパラニトロフエニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
  - 十一 エチルバラニトロフエニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
  - 十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
  - 十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト

及びこれを含有する製剤。<sup>ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五パーセント以下を含有するものを除く。</sup>

れ、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十二 ヘキサクロロエボキンオクタヒドロエンドエキゾジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。たゞ

ジメタノナフタリン五パーセント以下を含有するもの  
を除く。

硝酸タリウム三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく

着味されているものを除く。

三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

りん化亜鉛一パーセント以下を含有し、黒色に着色さ

昭和四年四月十五日第三種  
物認可  
発行日火  
金

鳥取県印刷所